

2025年 8月 26日

お客さま各位

中兵庫信用金庫

当座勘定規定（一般用）改定のお知らせ

平素は、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、当金庫では払戻請求書による当座預金払戻しの取扱い開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定（一般用）を一部改定させていただきますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定はすでに当座勘定をご利用のお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定日（適用開始日）： 2025年10月1日（水）

2. 当座勘定規定（一般用）を改定する条項（変更箇所（下線部）のみ記載）

改正前	改正後
第7条（手形、小切手の支払<追加>） (1)(2) <変更なし> (3) 当座勘定の <u>払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u> <追加>	第7条（手形、小切手の支払等） (1)(2) <変更なし> (3) 当座勘定の <u>払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</u> A. <u>届出の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</u> B. <u>小切手を使用する方法</u> (4) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>
第9条（支払の範囲） (1) <変更なし> (2) 手形、小切手<追加>の金額の一部支払はしません。	第9条（支払の範囲） (1) <変更なし> (2) 手形、小切手 <u>等</u> の金額の一部支払はしません。
第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<追加>	第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>または払</u>

によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) <変更なし>	<u>戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2) <変更なし>
第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手<u><追加></u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u><追加></u>諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (3) <変更なし>	第 16 条（印鑑照合等） (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (3) <変更なし>
第 23 条（反社会的勢力との取引謝絶） この当座勘定は、第 2 5 条第 2 項<u>第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 2 5 条第 2 項<u>第 1 号、第 2 号 A から F および第 3 号 A から E</u>の一つにでも該当する場合には、当金庫この当座勘定の開設をお断りするものとします。	第 23 条（反社会的勢力との取引謝絶） この当座勘定は、第 2 5 条第 2 項<u>各号</u>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 2 5 条第 2 項<u>各号</u>の一つにでも該当する場合には、当金庫この当座勘定の開設をお断りするものとします。
第 25 条（解約） (1) <変更なし> (2) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。<u><追加></u> ①当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②本人が、<u>次のいずれかに該当したことが判</u>	第 25 条（解約） (1) <変更なし> (2) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当金庫が取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u> ①当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②本人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でな</u>

<u>明した場合</u> <u>A. 暴力団</u> <u>B. 暴力団員</u> <u>C. 暴力団準構成員</u> <u>D. 暴力団関係企業</u> <u>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u> <u>F. その他前各号に準ずる者</u> ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他<u>前各号</u>に準ずる行為 (3) (4) (5) <変更なし>	<u>くなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</u> <u>A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u> <u>B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u> <u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u> <u>D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u> <u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u> ③本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他<u>AからD</u>に準ずる行為 (3) (4) (5) <変更なし>
---	---

以上